

そろいろ通信 10月

社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～18時



皆さまいかがお過ごしでしょうか。週末ごとに台風がやってきて、行楽の秋というのになかなか掛けられずにいらっしゃる方も多いことでしょう。

先日の皆既月食は、ご覧になられましたでしょうか。事務所が東向きですので、子供をよんできて一緒に空を眺めました。刻一刻と月が欠けて行き、完全になくなったら、うっすらと丸い輪郭が感じられて…不思議をこの目で見る事ができて満足でした。



気になる相場 ～災害見舞金の支給金額（世帯主）～

(万円)

	持ち家			借家		
	全焼・全壊	半焼・半壊	床上浸水・一部損壊	全焼・全壊	半焼・半壊	床上浸水・一部損壊
最高額	50	40	40	30	25	25
最低額	1	1	0.5	1	1	0.25
最多回答	10	5	3	5	3	1

日本実業出版社調べ（調査期間 平成24年9月）

★これで完璧！ 10月の事務



☆社会保険料が変わります☆

厚生年金の保険料率が、9月分（10月納付）より17.12%→17.474%へと変わります。また、7月に提出した算定基礎届の結果が反映され、健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額が新たに設定されたものになります。この標準報酬月額は固定的賃金の変動などがない限り、今年の9月から来年の8月まで適用されます。給与から控除する社会保険料（変更は原則として10月支払いの給与から）を変更してください。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（10月10日まで）☆

9月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（10月31日まで）☆

9月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆8月決算法人の確定申告と納税（10月中の決算応当日まで）☆

8月決算法人の確定申告と納税、2月決算法人の中間（予定）申告と納税。



～最低賃金が改定されます～

各都道府県の平成26年度地域別最低賃金額及び発効年月日は、以下のとおりです（近畿抜粋）。

滋賀県	746円	平成26年10月9日
京都府	789円	平成26年10月22日
大阪府	838円	平成26年10月5日
兵庫県	776円	平成26年10月1日
奈良県	724円	平成26年10月3日
和歌山県	715円	平成26年10月17日

パート・アルバイト含めて全ての人に適用になります。

職場の困ったさん…

いつもノーメイクで駆け込み出社してくる社員

Aさんは、ほぼ毎日、ノーメイクで始業時刻ぎりぎりに駆け込んできます。うつむいたまま朝礼を終えると一目散にトイレへ。15分ほどしてメイクを終えたら、自分の席へついてようやく仕事を始めます。

これには2つの課題があります。風紀上の問題と、勤怠管理上の問題です。一つ目の風紀上の問題について、ノーメイクで出社するというのは、女性だからという理由ではなく、男女の区別なく、等しく他人に気を配る必要があるということです。社会人であるからには、社内（上司、同僚）、取引先といった人たちに対して節度を持った対応を心掛けるべきであり、身だしなみはその第一歩です。駆け込んでくるときに、社外の人が見ている可能性もあります。

二つ目は勤怠管理上の問題です。あくまで始業時刻は、仕事をスタートする時間であり、出社すれば遅刻ではない、ということにはなりません。これらのことは、きちんと本人に伝える必要がありますし、就業規則やサービス規程などでも明確に文章化しておけば、確実な根拠となり、管理もしやすくなるでしょう。

時間がないからといって電車やバスの中でメイクをしていたり、道端で煙草のポイ捨てをしたりしている人がいます。他人から見れば正直、見苦しいのではないのでしょうか。あの人は〇〇会社の社員だと、社外の人から見られているかもしれません。女性も男性も、公共の場でのマナーには気をつけたいものですし、社外や勤務時間外であっても、節度を持った行動をしなければならないことは、普段からきちんと教育しておく必要があるでしょう。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

